一般貿易関係証明
オンライン発給説明資料

貿易登録（変更・更新）　編

大阪商工会議所　国際部

2025.6.30

1.貿易登録の区分

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

貿易登録の区分は以下の3つです

新規登録

初めて貿易登録を行うまたは、3年以上前に貿易登録が失効している方

登録更新

更新通知メールを受け取り、おおよそ1か月以内に貿易登録の有効期間の満了日を迎えるまたは、すでに満了日を超えて貿易登録が失効している方

登録変更

現在貿易登録の有効期間内で、登録情報に対して登録変更（業態内容変更、署名追加・変更・削除）が必要な方

2.貿易登録に関する重要変更事項

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

印鑑証明の提出

大阪商工会議所では、2021年11月1日のオンライン発給の開始に伴い、本人確認を厳格化するために、これまでは提出不要としていた**法人代表者印の印鑑証明書（法務局で取得）が新たに必要**になりました。
必要書類は下表の通り

			新規	更新
システム上で作成する書類		誓約書	●	●
		業態内容届	●	●
		署名届	●	●
本人確認書類	法人の場合	履歴事項全部証明書	●	●
		代表者印の印鑑証明書	●	●
	個人の場合	住民票	●	●
		代表者の印鑑登録証明書	●	●
		事業活動を示す資料	●	●

2.貿易登録に関する重要変更事項

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

代行業者の登録

大阪商工会議所にて、**システムを利用して発給申請等を代行しようとする場合は、新たに代行業者登録が必要**です。システムを利用しない（従来通り窓口発給申請を行う）場合は、貿易登録の必要はありません。
なお、代行業者が貿易登録を行おうとする場合は、会員・非会員を問わず、貿易登録手数料がかかりません。
また、申請者であり代行業者でもある場合は、「申請者かつ代行業者」として貿易登録ができます

オンライン発給申請の代行

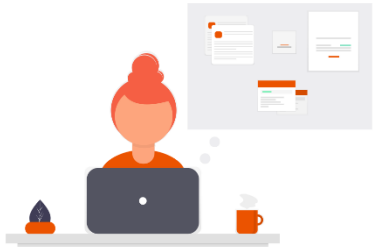

登録必要
（無料）

窓口発給申請の代行

登録不要

2.貿易登録に関する重要変更事項

署名登録数の上限

2021年11月1日のオンライン発給開始に伴い、大阪商工会議所が取り扱う個人データの量を減らすとともに、紙資源の削減を目的として、原則として、申請者の**署名者の登録人数を15人以下**とさせていただきます。なお、弊所への貿易登録において、代行業者の担当者情報を登録する必要はありません

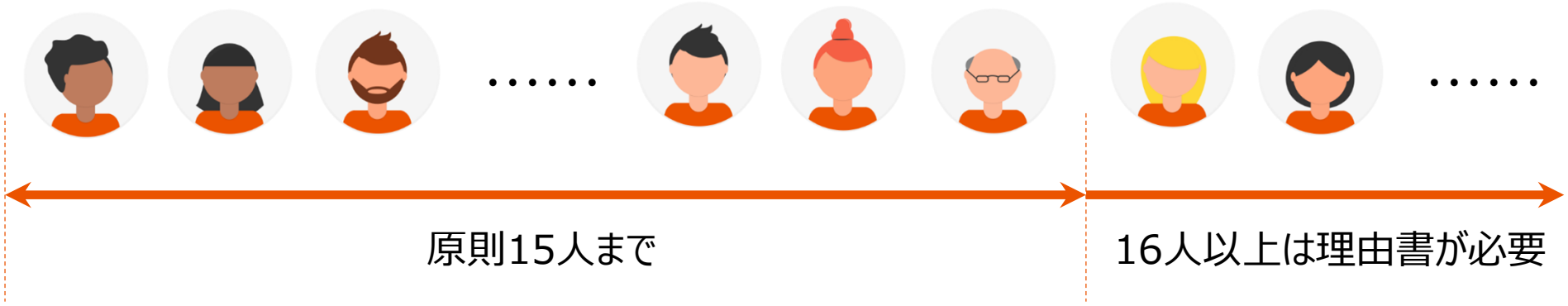

※16人以上の登録を行う場合は、別途「多人数の署名登録に関する理由書」の提出が必要

3.登録変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

管理者IDを使ってシステムにログインし、貿易登録情報（代表者名や所在地等の情報）や、署名者の追加・変更・削除を行った後、窓口手続きが必要です。一方、**連絡担当者の登録情報に限っては、システム内で変更手続きを完了**できます

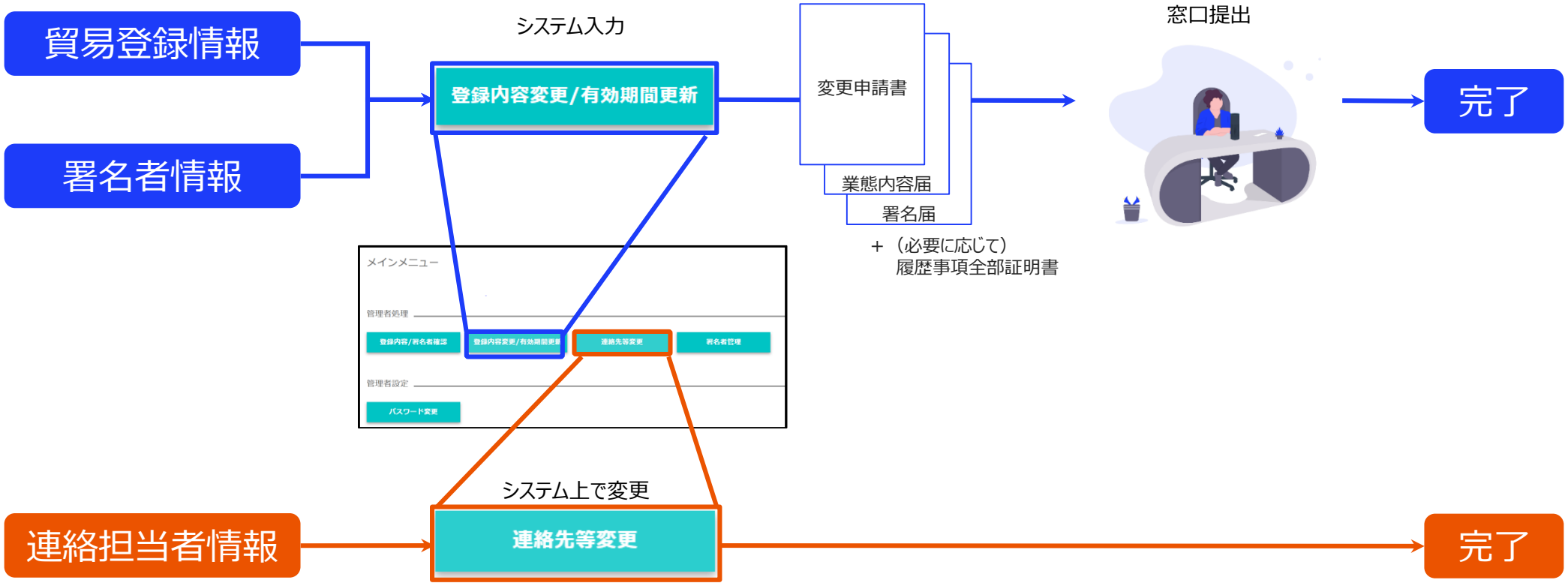

3.登録変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

署名者情報の追加・変更・削除に関して、他者へのID引継ぎ（使い回し）を避けるため、氏名の変更ができません。また署名の形状は、仕様上変更ができません。氏名や署名の形状を変更する場合は、登録済のユーザーIDを削除したうえで、新たに署名者の追加を行い、必要情報の登録後に、署名届を印刷して、署名者の署名を記入してください。

申請番号	270100000367	申請者	アナハイムエレクトロニクス社有限責任事業組合

署名者追加

ユーザー件数:3 < 1 >

ユーザー番号	氏名（和文）	氏名（英文）	E-mail	申請区分	操作
00001	ニナ　パープルトン	Nina Purpleton	n-purpleton745@anaheim.electronics.j.co.jp		修正 削除
00002	フークバルト・サマター	Hugbald Samatar	h-samatar745@anaheim.electronics.j.co.jp		修正 削除
00003	アーロン・テルジェフ	Aaron Terzieff	a-terzieff745@anaheim.electronics.j.co.jp		修正 削除

ユーザー件数:3 < 1 >

「企業情報入力」に戻る　　「必要書類の印刷」に進む

3.登録変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

1）変更には

貿易登録情報（社名や住所等の企業情報）の変更や、署名者の追加・変更・削除を行う場合は、管理者IDでログインして、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間更新」を選択し、表示される画面の変更ボタンをクリックしてください。

【貿易登録情報・署名者情報の変更手続きを完了させるには、書類提出が必要です】
・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、変更届等の書類を提出し、窓口での手続きが完了した後に変更が反映されます。

3.登録変更

2）貿易登録内容の変更

・貿易登録内容の変更・更新画面が表示されますので、変更がある場合は直接修正してください。
・修正完了後（署名者のみ変更したい場合は何もせず）　、画面下の「署名者確認に進む」ボタンをクリック。

【入力データの途中保存】
※作成から60日間保存されます。
・「署名者確認に進む」をクリックすると、本画面の入力内容が途中保存されます。後日、途中保存されたデータから変更手続きを再開することができます。「署名者確認に進む」をクリックせずに別画面に移動したりログアウトしたりすると、入力（変更）内容が反映されませんのでご注意ください。
・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。

・その他の事項
大阪商工会議所では、入力頂く必要はありません。

3.登録変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

3）署名者情報の変更

・署名者の追加・修正・削除がある場合は一覧から操作してください。

追加、変更、削除を行うと「申請区分」の欄に反映されます。

手続きの内容（追加･修正･削除）	システム操作方法	申請区分
署名者の追加	「署名者追加」ボタンをクリックして入力	追加
署名者の登録内容変更（**E-Mailのみ変更可**） ※他者へのID引継ぎ（使い回し）防止のため、氏名・サイン形状を変更する場合は、登録済のユーザーIDを停止したうえで、署名者の追加を行ってください。	「修正」ボタンをクリックし、登録内容を修正	変更
ユーザーIDの停止 ※担当者の異動や氏名･サイン形状変更により、登録済IDを使えないようにする	「削除」ボタンをクリック	削除
ユーザーIDの継続（登録内容の変更なしの場合）	不要	空欄

【入力データの途中保存】
更新ボタンをクリックするタイミングで、作業中のデータが途中保存されます。

⇒手続き完了後（手続き不要なら何もせず）、「「必要書類の印刷」に進む」をクリックします

3.登録変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

4）変更申請書等の印刷・提出

※サインの際は、必ず枠線内にご記入ください。

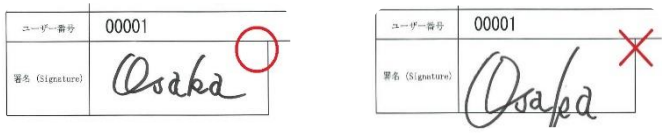

・変更申請書、業態内容届、署名届を印刷します。
※業態内容届と署名届は追加、変更がある場合のみ印刷可
※登録種別（申請者／代行業者／申請者かつ代行業者）を変更する場合は
誓約書の提出も必要です。

・業態内容届に**変更がある場合は、本人確認書類が必要**です。

法人の場合	
履歴事項全部証明書	• 法務局で取得 • 発行日から起算して3か月以内の原本 • 法人格のない団体の場合は、認証の写し、定款、役員名簿等
代表者印の印鑑証明書	• 法務局で取得 • 発行日から起算して3か月以内の原本
個人事業主（の住所変更）の場合	
住民票	• 氏名と現住所が記載された住民票記載事項証明書も可 • 発行日から起算して3か月以内の原本
代表者印の印鑑登録証明書	• 発行日から起算して3か月以内の原本

・署名者（ユーザーＩＤ）の新規追加がある場合、
署名届に肉筆サインが必要です。

・印刷した書類のうち変更申請書に**押印**のうえ、提出してください。
※社印と登録のある代表者印を押印してください。

4.登録更新

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

1）更新には

貿易登録の有効期間は２年間です。
更新を行う際は、メインメニューから「登録内容の変更/有効期間更新」を選択します。
更新は有効期間満了日の30日前から行うことができます。
なお、更新手続きと合わせて、貿易登録内容（社名や住所等の企業情報）の変更、署名者の追加・変更・停止を行うことも可能です。

有効期限切れの場合、発給申請はできません。

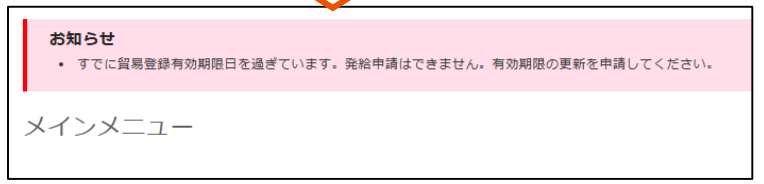

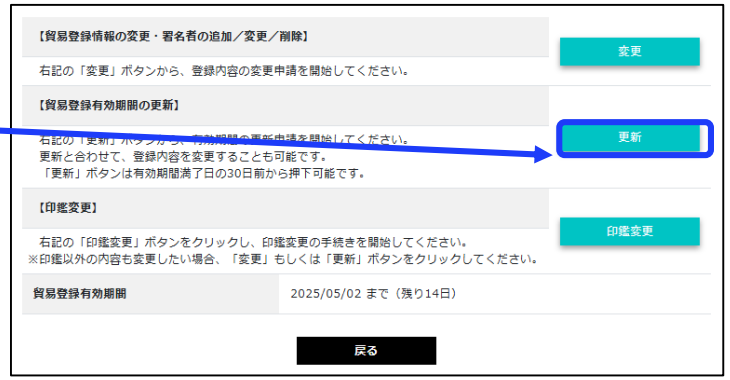

※すでに「変更」手続きの作成途中のデータがある場合、更新を行うことができません。
その場合は、変更を選択し、「申請キャンセル」ボタンをクリックすることで、変更手続きを取り消していただく必要があります。

【更新手続きを完了させるには、書類提出が必要です】
・更新手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で更新手続きを進めていただいた後、誓約書等の書類を提出していただき、窓口での手続きが完了した後に更新が反映されます。

4.登録更新

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

2）貿易登録内容の変更

・貿易登録内容の変更・更新画面が表示されますので、変更がある場合は直接修正してください。
・修正完了後、または変更がない場合は画面下の「署名者確認に進む」ボタンをクリックしてください。

【入力作業データの途中保存】
※作成から60日間保存されます。
・「署名者確認に進む」をクリックすると、本画面の入力内容が途中保存されます。後日、途中保存されたデータから更新手続きを再開することができます。「署名者確認に進む」をクリックせずに別画面に移動したりログアウトしたりすると、入力（変更）内容が反映されませんのでご注意ください。
・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。

・その他の事項
大阪商工会議所では、入力頂く必要はありません。

4.登録更新

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

3）署名者の追加・変更・削除

追加、変更、削除を行うと「申請区分」の欄に反映されます。

・署名者の追加・修正・削除がある場合は一覧から操作してください。

手続きの内容（追加・修正・削除）	システム操作方法	申請区分
署名者の追加	「署名者追加」ボタンをクリックして入力	追加
署名者の登録内容変更（**E-Mailのみ変更可**） ※他者へのID引継ぎ（使い回し）防止のため、氏名・サイン形状を変更する場合は、登録済のユーザーIDを停止したうえで、署名者の追加を行ってください。なお、更新時は改めてサインの登録が必要です。	「修正」ボタンをクリックし、登録内容を修正	変更
ユーザーIDの停止 ※担当者の異動や氏名・サイン形状変更により、登録済IDを使えないようにする	「削除」ボタンをクリック	削除
ユーザーIDの継続（登録内容の変更なしの場合）	不要	空欄

【入力データの途中保存】
更新ボタンをクリックするタイミングで、作業中のデータが途中保存されます。

⇒手続き完了後（手続き不要なら何もせず）、「「必要書類の印刷」に進む」をクリックします

4.登録更新

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

４）登録書類の印刷・提出

・青色の枠がついている書類を印刷します。
グレーアウトされている書類は印刷できません。

・新規追加の署名者（ユーザーＩＤ）だけでなく、
登録済（継続）の署名者（ユーザーＩＤ）についても、
署名届に肉筆サインが必要になります。

※サインの際は、必ず枠線内にご記入ください。

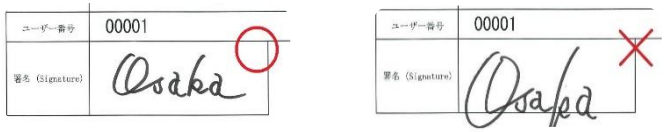

・その他、新規登録時と同様の典拠書類が必要です。

<提出方法および更新費用>

●大阪商工会議所会員 ・・・ 窓口または郵送（〒540-0029　大阪市中央区本町橋2-8）。登録料は無料。

●非会員　・・・ 窓口のみ。登録料16,500円。

※ **新しい登録証は発行いたしません。**初回登録時にお渡ししました登録証を引き続き保管してください。
現在ご使用の「管理者ID・パスワード」「ユーザーID・パスワード」は引き続きご使用いただけます。

5.印鑑変更

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

印鑑変更の手続き

社印、代表者印の変更を行う場合は、管理者IDでログインしてください。
①メインメニューから「登録内容変更/有効期間更新」を選択します。
②表示された画面内で「印鑑変更」を選択します。
③青色の枠がついている「変更申請書印刷」ボタンを押下し、印刷します。
印刷した**書類の社印、代表者印に押印**のうえ、登録先商工会議所に提出してください。

印章が変更となった場合にご利用ください。代表者が変更となった場合は登録変更をしてください。

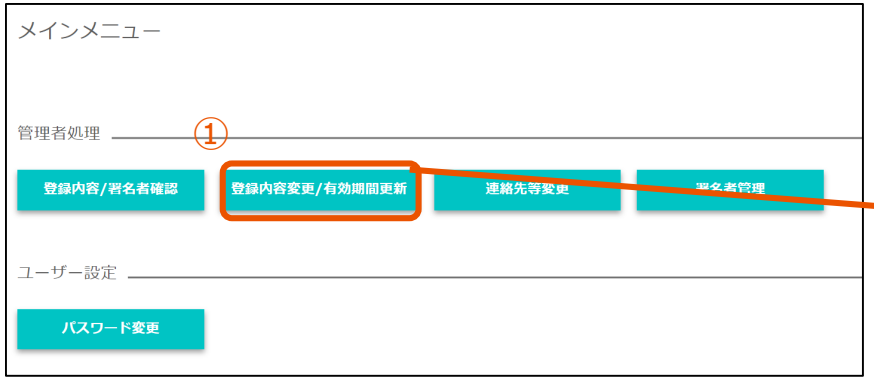

【変更手続きを完了させるには、商工会議所への書類提出が必要です】
・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に変更届等の書類を提出し、
商工会議所の手続きが完了した後に変更が反映されます。

6.ユーザー設定

貿易関係証明
Osaka Chamber of Commerce & Industry

パスワード変更

・メインメニューの「パスワード変更」から、本システムのログインパスワードを変更することができます。

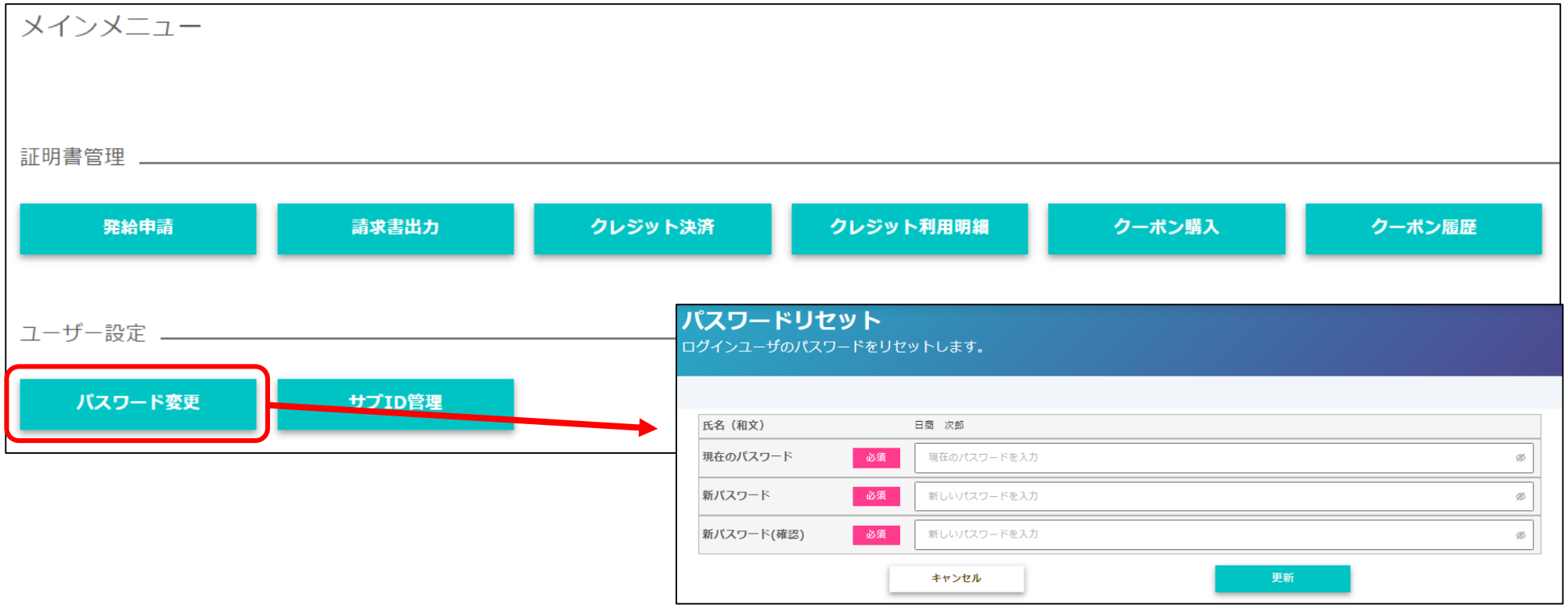

※ユーザーＩＤのパスワードが分からなくなってしまった場合、貴社の管理者ＩＤでログインして確認することができます。
　貴社の管理者にご確認ください。
※管理者ＩＤが不明の場合、貿易登録証の再発行が必要となりますので、窓口までお問合せください。

お問い合わせ

大阪商工会議所　国際部

〒540-0029　大阪市中央区本町橋2-8
TEL：06-6944-6411
E-mail：occieco@osaka.cci.or.jp

Webサイト：https://www.osaka.cci.or.jp/trade/
ブログ：https://ameblo.jp/occi-boekishomei/

大阪商工会議所　国際部
2025.6.30